

## 今後の業績勘案率の取組について(案)

### 1 業績勘案率に係る検討の意義について

各府省の独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率案については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日独法分科会決定。以下「方針」という。)に沿って、1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には厳しく検討を行ってきた。

これまでの役員 475 人の業績勘案率の検討実績をみると、このうち業績勘案率が 1.0 とされたものが 464 人と 97.7%を占めており、業務が良好かつ適正に遂行されていて、業績勘案率が 1.0 となることが確立してきていると考える。

しかしながら、当委員会及びワーキング・グループにおいては、業績勘案率を議題としたとき、しばしば、「標準」の 1.0 に対する加算又は減算の要否について、当委員会の評価の意味や法人の役員に対するインセンティブ付与などの観点から、議論があったところである。この際、これまでの議論等を整理し、今後に向けて検討を深めることとしてはどうか。

### 2 業績勘案率の検証に関し考えられる論点

- i 方針は「厳格な検討が求められる場合」として、業績勘案率が 1.0 を超える場合を例示しているが、業績勘案率が 1.0 以下であっても厳格な検討が求められる場合はないか。
- ii 不祥事等が生じた場合であって、当該不祥事等が対象たる役員の職責において対策・防止・改善等の措置を採るべきものであったときには、仮に不祥事等がなかったときに当該役員について標準(1.0)と算定され得る場合にあっては、1.0 を下回る結論とするべきではないか。
- iii ii とした場合、不祥事等が対象たる役員の職責において対策・防止・改善等の措置を採るべきと判断する場合の、考え方を整理するべきではないか。
- iv 法人において業務が良好かつ適正に遂行されていたとしても、特段の貢献が認められない役員等の基礎業績勘案率が算定式上、1.0 を超える場合に当該算定式をどのように評価し、当該算定式によって算出される業績勘案率をどのように扱うべきか。